

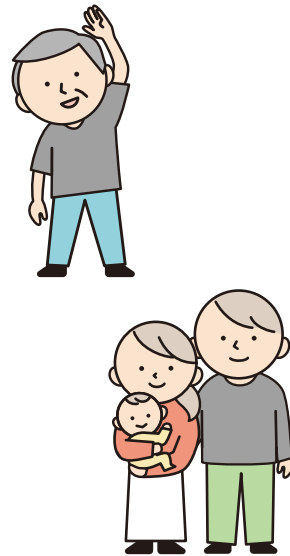
再犯防止推進計画

● 再犯防止推進計画の趣旨

犯罪をした人等が地域社会で孤立することなく、円滑に地域社会の一員として復帰するとともに、住民の犯罪被害を防止するため、地域や関係機関との連携を図る中で、全ての住民に寄り添い、誰もが安全・安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。

● 再犯防止に関する取組について

- (1) 就労・住居の確保等を通じた自立支援
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- (3) 学校等と連携した修学支援の実施等
- (4) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等
- (5) 民間協力者の活動の促進等
- (6) 地域による包摂の推進
- (7) 再犯防止に向けた基盤の整備等



計画の推進に向けて

● 計画の推進

本町では、地域住民、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域組織、社会福祉協議会、警察、消防署、ボランティア団体等と行政が互いに連携し、それぞれの主体的な活動を推進しながら協力して活動を進めることが重要であることを認識して、計画の施策を着実に実行していきます。

● 計画の評価

本計画の推進にあたり、地域福祉活動の取組状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理についてPDCA（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））サイクルによる評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。

上郡町地域福祉計画【概要版】

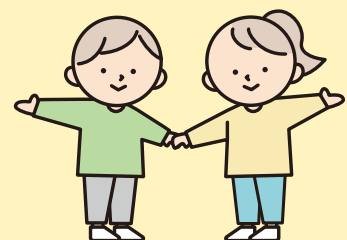
発行：上郡町

編集：上郡町健康福祉課

住所：〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地

TEL：0791-52-1114 FAX：0791-52-6015

発行年月：令和8年3月



上郡町

地域福祉計画



計画の概要

● 地域福祉の基本的な考え方

「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域で安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域の福祉課題に取り組む考え方を言います。

これからは従来の固定的な役割分担ではなく「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められています。そのため、行政や社会福祉協議会をはじめ、全ての住民、各種団体、事業所等がそれぞれの役割を認識しつつ、連携・協働することが重要です。

● 計画の位置づけと期間

■ 位置づけ

「地域福祉計画」は、福祉に関する分野別計画（高齢者、子ども、障がい者等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連計画の上位計画として位置づけます。

また、本計画は、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」、「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含して一体的に策定しています。

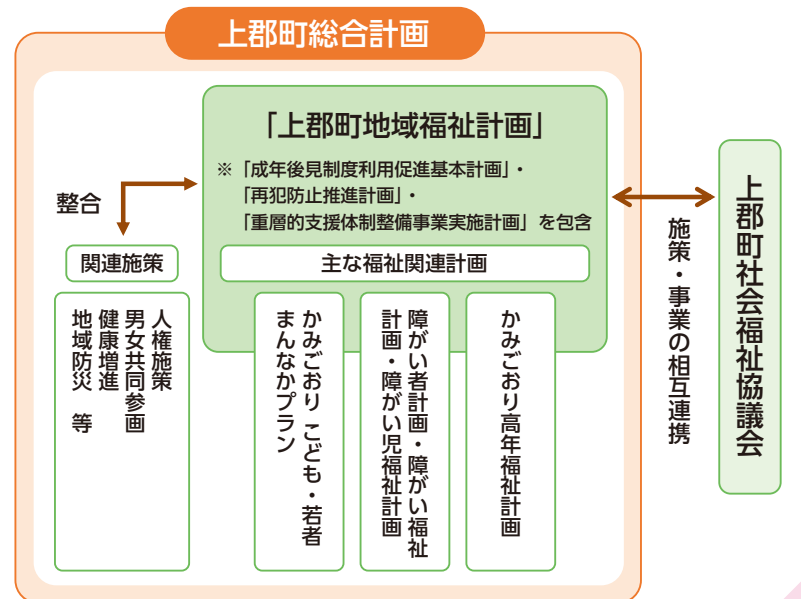
■ 期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

計画の基本理念

基本理念

心豊かに生き生きと一人ひとりが輝くまち
かみごおり



基本目標と施策の展開

基本目標 1 助け合い・支え合いで心豊かなまちづくり

人口減少、少子高齢化、核家族化に加え、個人の価値観の多様化により、地域で互いに助け合い支え合う機能が弱まってきています。

本町では、住民一人ひとりの地域福祉に関する意識向上を図るとともに、コミュニティ機能の強化や様々な団体との連携強化を図り、すべての住民が相手のことを考えて助け合い支え合える心豊かなまちづくりを目指します。

施策

1-1 地域福祉の意識向上

1-2 地域福祉の担い手の育成

1-3 関係機関・団体との連携強化

基本目標 2 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、様々な悩みや困りごとに対応する包括的な相談支援体制を構築するとともに、福祉サービスや様々な制度等を必要とする人が適切に利用できるよう、分かりやすい情報提供と福祉サービス提供体制の確保等を図っていきます。

また、公共施設や道路・歩道等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化、公共交通等の移動手段の確保により、誰もが生き生きと暮らしやすいまちづくりを進めます。

さらに、生涯にわたって健康的で自立した生活を送ることができるよう、健康増進や介護予防等に努めます。

施策

2-1 相談支援体制の推進

2-2 情報提供の推進

2-3 福祉サービス提供体制の確保

2-4 誰もが住みやすい環境づくり

2-5 生涯にわたる健康づくり

基本目標 3 思いやりによる安全・安心のまちづくり

地域で安全に安心して暮らせるよう、配慮が必要な方をはじめとする防災体制の強化、権利擁護の推進や地域安全の確保、再犯防止の推進、こどもから高齢者までの交通安全対策等に取り組めます。

また、制度の狭間等、支援が行き届きにくい人や世帯等を把握する中で、関係機関において個別課題を共有し、適切に対応できるように努めることで、住民一人ひとりの思いやりを行動につなげられる安全・安心のまちづくりを進めます。

施策

3-1 緊急・災害時の支援体制づくり

3-2 権利擁護の推進

3-3 安全・安心な地域づくり

3-4 様々な困難を抱える人への支援

重層的支援体制整備事業実施計画

● 重層的支援体制整備事業実施計画の趣旨

社会福祉法第 106 条に規定する重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために必要な支援体制に関する具体的な事項について定めるものです。

● 上郡町まると総合相談事業（重層的支援体制整備事業）について

本町の包括的な支援体制を整備するため、「上郡町まると総合相談事業」の実施により、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。

「上郡町まると総合相談事業」について、庁内関係課及び関係機関・各種団体等と連携し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制づくりを進めます。

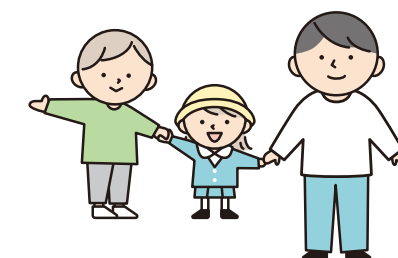
(1) 包括的相談支援事業

(2) 参加支援事業

(3) 地域づくり事業

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(5) 多機関協働事業



成年後見制度利用促進基本計画

● 成年後見制度利用促進基本計画の趣旨

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図ります。

● 成年後見制度の利用促進

成年後見制度を必要とする人が利用できるように、制度の周知と普及、地域の支援者や関係機関、司法専門職による地域連携体制の充実、本人を中心とした成年後見人等も構成員となる権利擁護支援チームへの支援が必要です。このような地域連携ネットワークを整備する中核機関のコーディネート機能の強化と連携・協力関係の推進を図ります。

(1) 成年後見制度の周知と普及

(2) 地域連携ネットワークによる権利擁護支援チームへの支援

(3) 地域連携ネットワークの機能強化

